

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

本編は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の定めるところにより、地震防災に関する措置について、基本となる事項を定めたものである。

第1章 通報、連絡

第1節 津波警報等の伝達

- (1) 津波警報等の主務官庁からの受付は、全国ネットワークコントロールセンタ（東地域会社）が行う。
- (2) 全国ネットワークコントロールセンタは別に定める経路により、迅速かつ正確に伝達する。
- (3) 当該地震に係る組織の長は、津波警報等について、所属社員並びに関係組織に対し、伝達、周知し、徹底を図るものとする。また、その伝達範囲、方法等を定めておく。
- (4) 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域内の組織は、地震防災に関する情報の授受及び収集を円滑に行うため、社外の防災関係機関との連絡担当を明確に定めておく。

第2章 防災体制の確立

第1節 防災体制

1. 非常態勢の区分及び災害対策組織

南海トラフ地震が発生した場合における、持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの非常態勢は、第2編第1章第1節1項（非常態勢の区分）による。

また、災害対策組織は、同2項（災害対策組織）による。

第2節 対策組織の運営

1. 非常態勢の発令

南海トラフ地震が発生した場合、持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの本社及び支社・支店等において非常態勢を発令する。

非常態勢が発令された場合は、速やかに災害対策本部、又はこれに準ずる組織（以下「災害対策本部等」という。）を設置する。

2. 権限の行使と責任

第2編第1章第2節2項（権限の行使と責任）による。

3. 動員

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害対策本部等に必要な要員については、非常招集伝達の経路、交通機関の運行状況等を勘案し、別に定める参集体制に基づき、短時間に可能な限り必要要員を確保するものとする。また、本部員の担務内容についても、あらかじめ定める。

4. 指令伝達及び情報連絡の経路

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの対策組織相互の指令伝達、及び情報

連絡は情報を統括する組織を設置し、一元的に行う。

第3節 社外機関との協調

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、地震防災応急対策を効果的に講じられるよう、国、地方公共団体、及びその他の社外防災関係機関と密接な連携を保ち相互協力を努める。

このため、次に掲げる事項に関し、社外関係機関とあらかじめ協議するとともに相互に連絡内容、方法等を具体的に定めておくものとする。

- (1) 会社の業務運営並びに電気通信サービス利用者の協力を得るための広報
- (2) 商用電源の確保
- (3) 人員、物資等の緊急輸送
- (4) 消防、水防対策
- (5) 通信建物、設備等の警備
- (6) 社員の避難、誘導並びに食糧、飲料水等の確保
- (7) その他必要な事項

第3章 災害予防

第1節 地震防災教育

南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域内の組織の長は、地震防災応急対策に関与する社員並びに一般社員に対し、それぞれに応じた地震防災上必要な知識が徹底するよう次に掲げる事項に関し、教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 地震が発生した場合等において社員が果たすべき役割と具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) その他必要とする事項

第2節 地震防災訓練

南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域内の組織は、大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。

- (1) 津波警報等の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 大規模地震発生時の災害応急対策
- (4) 避難及び救護
- (5) その他必要とする事項

第3節 総合防災訓練への参加

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、中央防災会議、或いは都道府県、市町村防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

第4節 地震防災広報

地震防災広報は、第2編第3章第5節（災害時における広報）による。

第4章 地震防災応急対策

第1節 情報収集と伝達

情報収集と伝達は、第2編第3章第2節（災害時における情報の収集及び連絡）による。

第2節 重要通信のそ通確保

重要通信のそ通確保は、第2編第3章第4節1項（重要通信のそ通確保）による。

第3節 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害用伝言ダイヤル等の提供は、第2編第3章第4節4項（災害用伝言ダイヤル等の提供）による。

第4節 対策要員の確保及び広域応援

対策要員の確保及び広域応援は、第2編第3章第6節（対策要員の確保）及び第2編第3章第9節（対策要員の広域応援）による。

第5節 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、地震災害の発生時等において、重要通信を確保し、また災害を迅速に復旧するため、第2編第2章第6節（災害対策用機器及び車両等の配備）に定めるところにより、非常用無線装置、非常用電源装置等の災害対策用機器を事前に配備する。

また、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害応急対策及び災害復旧を実施するため、第2編第2章第7節（災害対策用資機材等の確保と整備）に定めるところにより、平常時から、災害対策用資機材を配備する。災害時には、第2編第3章第10節（災害時における災害対策用資機材の確保）により、確保する。

第6節 通信建物、設備等の巡視と点検

南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域内の組織は津波来襲等に備えて、通信建物並びに重要通信設備について巡視し、必要な点検を実施する。

なお、この場合、津波からの避難に要する時間を十分配慮し、作業員の安全確保を図ることとする。

第7節 工事中の設備に対する安全措置

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、津波の来襲のおそれがある場合、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域内の工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断する。工事の中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要に応じて保安措置等を講ずる。

なお、この場合、津波からの避難に要する時間を十分配慮し、作業員の安全確保を図ることとする。

第8節 物資の備蓄・調達

自らが行う防災活動のために必要な物資の備蓄・調達については、第2編第2章第7節5項（食料、医薬品等生活必需品の備蓄）による。